

# 検討に当たっての基本的な考え方(案) 【活性化】

令和4年8月9日



## ■ 活性化のあり方について

- 3つの課題に応じて、個別対応を実施。
- 各公園が持ち合わせる特性（環境、歴史、文化等）を最大限価値化しつつ、新たな価値を共有することも視野に入れながら活性化に取り組む。

### 【課題】

#### 課題①

○ 公園利用者等\*が公園の運営に参画する機会の充実が求められているほか、ボランティアの活動状況や募集などの情報発信、活動をPRする場が無いなど活性化の仕組みが十分でない。

#### 課題②

○ 新たなパークマネジメントの導入により、「公園が民営化（公園全体の有料化）される」、「公園内にマンションが建設される」等の誤解がSNSを中心に広がり、導入目的と制度に関する説明・周知が不十分である。

#### 課題③

○ 老朽化等で施設を廃止、又は全面更新する場合や、施設を新設する場合において利用者からの意見聴取や反映手法が明確になっていない。

### 【課題への対応案(部会で検討すべき事項)】

#### 個別対応①

○ 公園の**管理運営の利用者参画機会を拡充**  
・ 未設置公園での管理運営協議会等の立上げ  
・ 公園ボランティアのさらなる参画、活動の見える化など活性化にむけた仕組みの設定

#### 個別対応②

○ 新たなパークマネジメントの導入に関する県民への**情報発信や意見聴取のルール作成**  
・ 制度に関するわかりやすい説明や事業者公募の内容に関する意見聴取の実施

#### 個別対応③

○ 施設の新設や改廃等の**合意形成のルール作成**  
・ 施設の改修や新設、廃止など利活用の方針に応じた情報発信や意見聴取の実施

\*「公園利用者等」…公園利用者、NPO、行政、Park-PFI事業者等を含む幅広い関係者。



## ①今後の公園の管理運営の進め方

- ・公園利用者等からの提案聴取やボランティアのさらなる参画を促す仕組みを設定する。

### <今後の公園の管理運営方針の設定（例）>

	管理運営協議会等が未設置	管理運営協議会等が設置済
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園利用者等（公園利用者、NPO、行政、Park-PFI事業者等を含む幅広い関係者）が参画する管理運営協議会等の立上げ</li> <li>○公園ボランティア活動の見える化への取組み（活動募集手法の拡充や活動をPRする仕組みの検討）</li> <li>○公園利用者等側からの提案型企画や教育学習活動を促す取組み（公園内で可能なイベント等の説明や相談窓口の明示）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○より幅広い参画を実現するためのメンバー構成の検討</li> <li>○公園ボランティア活動の見える化への取組み（活動募集手法の拡充や活動をPRする仕組みの検討）</li> <li>○公園利用者等側からの提案型企画や教育学習活動を促す取組み（公園内で可能なイベント等の説明や相談窓口の明示）</li> </ul>

### ※「管理運営協議会等」

従来の管理運営協議会のほか、定常的に活動するサークル、団体、実験的なプロジェクトなど公園の利活用について議論する場もあり得ることを想定。

#### 【目指すべき姿】

- 「要望の場」ではなく「連携のアイデアを提案し、活動につなげる場」。
- 既存の活動のアウトプットだけでなく、新しい視点を取り入れるインプットの場。
- 各人の持つそれぞれの公園の価値（固有の価値だけでなく、新しい価値、失われていく価値）を認識し、共有したうえで、公園の管理運営を考える場。



## ②新たなパークマネジメントの導入の進め方

- ・事業者向け事業可能性調査（サウンディング調査）の実施前後において県民への情報発信や意見聴取のルールを設定する。
- ・新たな施設整備は、各公園で作成した「ゾーニング図」を元に、「B-③保護ゾーン」以外のエリアでの実施を条件とする。

### < 事業者公募までの進め方（例） >

区分	進め方のポイント	具体的手法
事業可能性調査の実施前	(1)都市公園法の枠内で設置可能な施設を明示するなど、事業スキームに関する丁寧な説明を行う。	○説明に際し、調査趣旨や制度概要に関する資料を充実 ○記者発表に加え、公園利用者等向けのポスター掲示、チラシ配布及びホームページへの掲載等を実施
事業可能性調査の実施後	(2)事業可能性調査の結果を踏まえた事業者公募の方針について県民への意見聴取を行う。 ※公募要項作成にあたっての参考とする。	○管理運営協議会等や公園利用者からの意見聴取 ○意見を参考にした公募要項の作成



公募委員会の開催、公募の実施



## ③老朽施設の活用のあり方

- ・施設の新設や改廃等の合意形成のルールを設定する。

< 施設の利活用に関する合意形成ルールの設定（例） >

区分	施設※の更新	新設、廃止、 施設※用途の変更
管理運営協議会等への事前報告	○	○
HP等を通じた情報発信	○	○
公園利用者等への意見聴取 （利用者アンケート、関係団体へのヒアリング、HP等を通じた意見聴取など）	—	○

※上下水道、電気通信などのインフラを除く